大村市政だより

第11號
昭和27年11月15日
長崎縣大村市
發行所　大村市役所
電話代表750番
長崎縣大村市玖島町
印刷所　諸文社印刷所
電話305番

菊薫る立太子禮の盛儀

11月10日

皇太子継宮明仁親王殿下の御成年式並びに立太子の礼は新憲法による初の国儀として菊薫る十一月十日午前十時から皇居内の新装成れる仮宮殿「表北の間」で晴れやかな中にも厳粛に執り行われた。

天皇、皇后両陛下、皇太子殿下は古式の御姿でお出ましになり三直宮、同妃殿下を始めドジャン仏国大使その他各国大公使、吉田首相以下各階代表約三百人が参列して厳かに執行された。この御儀により殿下はいよいよ国民の前にも外国に対しても皇太子として公式にお立ちになった訳であり明年六月には天皇陛下の御名代として英国女皇戴冠式に御参列遊ばされることに決定しているので、独立の秋を飾る此の盛儀は殿下の〃新しい門出〃を祝福するにふさわしい御儀であった。

戸毎に日の丸で奉祝
市役所では記念植樹

市民はこの日、戸毎に日の丸を掲げ官公庁事業場では午后から休業して奉祝の意を表したが市役所では、この盛儀を奉祝するために午前十時三十分から議場に於て式典を挙行し、梅原市長の奉祝の辞があり、永田議長の発声で全員〃皇太子殿下万歳〃を奉唱して閉式、引続き市役所玄関脇に市長、議長の手によりそれぞれフサアカシヤと森島アカシヤの苗を記念として植樹した。

12月10日に市長選擧
市選管委からのお知らせ

大村市長選挙の投票日及び補充選挙人名簿の調製要領が次の通り定まりましたのでお知らせいたします。

大村市選挙管理委員会

◉投票日　十二月十日　午前七時から　午後六時まで

十月二十八日市長退職の申出があったので市選挙管理委員会は、次の通り選挙を執行することに決定した。

（大村市選挙管理委員会）

選擧の期日の告示　十一月二十五日

選擧の期日　十二月十日（水）

◎補充選擧人名簿調製について

今回の大村市長選挙に使用される名簿は昨年九月十五日現在、調製の基本選挙人名簿及び本年九月十二日現在調製の補充選挙人名簿（共に去る十月、行われた衆議院総選挙に使用されたもの）が使用されますので此の名簿に脱漏した方及び新らたに資格が生じた方は次により登録申請書を提出して下さい。申請書用紙は選挙管理委員会事務局（市役所内）又は市役所各出張所に備付けてあります。補充選挙人名簿は登録申請をしないと登録されませんから御注意下さい。

一、登録資格

本年十一月二十九日現在で満二十年以上（昭和七年十一月三十日以前に生れた人）になり又十一月二十九日現在で引続き三カ月以上大村市に住所を有している人（昭和二十七年八月三十日以前から引続き大村市に住所を有している人）で基本選挙人名簿、補充選挙人名簿に登録されていない人。

一、調製要領

一、調製期日　十一月二十九日

一、登録申請期間　十一月二十九日から十二月二日まで（四日間）

一、縦覧期間　十二月五日から十二月六日まで（二日間）

一、縦覧場所、選挙管理委員会事務局又は関係各出張所

一、投票所入場券は十二月二日頃、発送予定でありますが入場券未着の場合は直ちに選挙管理委員会事務局にお問合せ下さい。

◉不在者投票について

選挙人が次のような事由で投票の当日投票所に行って投票することが出来ない時は豫かじめ投票することが出来ます。

一、事由

（イ）市外において職務及び業務に従事中であるべきこと

（ロ）やむを得ない用務又は事故により市外に旅行中、滞在中であるべきこと

（ハ）疾病、負傷、姙娠、不具、若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であること及び監獄、少年院に收容中であるべきこと。

一、請求の場所

市選挙管理委員会事務局。出張所では取扱いません。

一、不在投票の期間

告示の日（十一月二十五日）から選挙の期日の前日まで（十二月九日）

不在者投票の請求等は、本人が直接、或いは郵便で請求する以外、代人による請求及び従来の在宅投票は禁止されます。なお国立大村病院（久原、松並病棟）及び市立病院に入院中の者は病院長が代って請求できますので病院長に申し出て下さい。

その他、詳しくは選挙管理委員会事務局にお問合せ下さい。

大村市選挙管理委員会

★　★　★

公明選擧の大講演會
東京から講師迎え　12月3日—5日　市内4カ所で

公明選挙推進運動連盟では十月二十五日午後一時から中央公民館に於て反省会を開催し宮田、一ノ瀬各正副委員長、幹事同幹事長外委員、幹事、藤井事務局長以下事務局員等約三十名が参集し十月一日並びに五日に行われた各種選擧に対する公明選挙運動の活動實績報告（本部及び各加盟団体別）及び反省と将来の対策について隔意なく意見の交換を行った。平素から政治教育としてこの運動は継続的に行う必要があり、相当の効果があったとの結論に達し、引続き、来るべき市長選挙を前にして運動を展開することを申し合せたが更にこの運動を継続することとなり来る十二月三日から三日間、公明選挙連盟中央本部の常任理事である、元国務大臣内閣書記官長、次田大三郎氏を招き次の予定で公明選挙の一大講演会を開催することとなった。

講演会予定次の通り

△12月3日午後7時　鈴田小學校

△12月4日午後2時　竹松映畫劇場

△12月4日午後7時　松原小學校

△12月5日午後2時　中央公民館

大村市役所不正事件の經過概要

市の高級職員が数名公金を私的に消費した此度の不正事件は発展途上の大村市の名誉を傷けるものであり、市民の皆様に対しては誠に申訳のない次第であります。

市当局としては、かゝる事態の惹起した事を衷心より遺憾とするとともに市に及ぼす実害を最少限度に喰止めるべく努力して参りましたが今般その解決見透しもつくに至りましたので今日までに到る事件の内容と経過を報告致します。

本市の公金は全部市金庫の手を経て収納並に支出されるのが原則でありますが昭和二十三年以来次の方法も併用されておりました。即ち、国庫補助金、県費補助金等で予算化前の措置として該計現金と照合せ、その一部を、収入役名儀で銀行へ直接預金して置くことがあったのであります。

此の預金通帳は、会計課に保管し収入役の公印で引出すことになっていた処から、収入役の不在等の際、収入役代理たる会計課長の手によつて引出しが行われ遂に今日の事態を惹起したもので各人の借用消費した金額の借用證書内訳は左記の通りであります。

元会計課長、長崎満雄　[illegible]円

元社会課長、伊藤孝助　[illegible]円

（内[illegible]円事件発覚後弁済額 [illegible]円）

元戸籍衛生課長、松井弘三郎　[illegible]円

（事件発覚後弁済額 [illegible]円）

元消防係長、下山達雄　[illegible]円

（事件発覚後弁済額 [illegible]円）

右合計　[illegible]円

（右合計　[illegible]円）

未返済金合計　[illegible]円

市に於いては事件の発覚とともに本人に対しては勿論、吏員としての身元保証人に対し直接面談、或は公文書を送達し速かなる弁償履行の請求を為し続けて参りましたが、何分金額が多額なるため全額を一時に弁償せしめる事は困難でありますので、分割弁償の方法も認めることにして前記の如き内入れも為さしめたのであります。

現在の未済金額については四名それ〳〵に弁償誓約書を提出せしめました。本誓約書は更めて有力なる保証人を連帯せしめたもので、その内容は自己資産を有する者には、その処分計画書を添付せしめ自己資産に乏しき者には親類等の所有する不動産の処分承認並に弁償計画書を添付せしめることに致しましたので同時に全額の弁償は困難としても、本人及び更めて弁償責任を負った保証人との協力により完済されるものとの確信を得るに至りました。

此等四人の身分の処置については地方公務員法の定める処により起訴と同時に、休職処分を行つております。

この外に当時、一部新聞に報道された梅原市長の公金流用問題は、昭和二十三年十一月及び二十四年七月頃、当時市長公舎及び市役所別館の設置計画に基き春日町の家屋借入及び居住者立退促進の為、家屋権利者たる加藤級之助氏に対し、十一万円宛二回に亘り合計二十二万円を予算外保管金から一時立替支出されたものが問題になつたのでありますが之は公務上の事であり且つ当時、既に返済されておりますので、一應、其の筋の取調べがありましたが、不起訴になつております。

本事件の惹起は大村市にとり実に不名誉な次第であり、市長以下三役は共に監督不行届の責を負い夙に辞職して市民へ詫びるの決意を為したのでありますが、被害金額の弁償履行を見届ける迄との責任感と周囲の要望もあり、踏み止つて其後は特にその善処に努力奔走し漸く前途の運びをみるに到つたのであります。

かくて梅原市長は去る十月二十八日、市臨時議会の開会に先立つて永田議長の手許へ辞表を提出され、鹿島収入役の辞任は、その前日市長の許で受理されたのであります。川崎助役の辞表は市行政上三役一時の異動は支障ありとして、市長が却下した次第であります。

顧みれば大村市は軍都として誕生したもので敗戦後は、その中心を失い逆境に喘ぎ、苦難の道を辿りつゝも、乏しき財政を割ち合い都市としての相貌を備えるため寧日なき努力が払われて今日に及びましたが、昨昭和二十六年頃を境として好転の兆が現れ、本年に及んでは施策は概ね実を結び将来の発展を期待し得る幾多の諸案件を難しく現し内外注視の的となりました。

この秋に於て計らずも斯る事件を惹起して市役所の名誉を傷け市の信用を失墜せしめた事は返す〳〵も遺憾であり茲に重ねて衷心よりお詫び申上げると共に、禍を以て福に換えることに努力せねばならぬと思うのであります。

第11回モーターボートレース
12月　1（月）　2（火）　3（水）　13（土）　14（日）　15（月）
発走10時30分　主催　大村市

上水道施設見事に完成

二ヵ年の難工 池田ダムの偉容

水の悩みは完全に一掃

昭和二十五年夏以来満二ヵ年餘に渉る市直営の難工事として突貫工事を続けられていた大村市上水道拡張工事—池田ダムの建設は見事に完成、去る十一日午前十時から関係者多数参列の下にダム築堤の現場に於て落成式を挙行した。

神事の後、柳原市長の式辞、松下水道課長から次のような工事経過の報告が行われ、本工事に技術指導を行つた福岡市水道局長濱本齊市氏に対する感謝状と松下市水道課長に対する表彰状が市長より贈られた。

このダムの完成によつて大村市には常時全市民の三十日分の使用量（一日の平均使用量六千トン）が蓄積され、而も現行の電力喞上式の給水から自然流下式の水道となるので保安隊、病院など大世帯の給水にも不自由がなく又、停電時に水が出ない悩みなど完全に一掃される訳である。

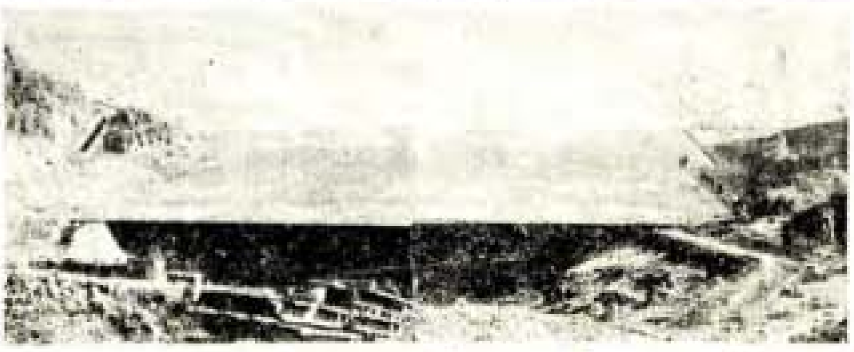

工事経過報告

(一) 施工認可
昭和二十五年六月十九日

(二) 工事総額
[illegible]円

(三) 工事内容

1. 給水並に送水管布設工事

◎起工　昭和二十五年七月三日

◎竣工　昭和二十五年十二月二十五日

◎工事施工方式　直営

◎工事施工方法

イ　長同給水堰　高さ三.〇米　長さ三.三米

ロ　城尾給水堰　高さ一.五米　長さ[illegible]米

ハ　送水管　開渠　一二〇〇米　管路　四、三〇〇米　總延長　四、五二〇米

ニ　作業労力延人員　一四、二五〇人

ホ　工事費　[illegible]円

この施設により常時八〇〇〇噸の送水能力がある。

2. 池田貯水池築造工事

◎起工　昭和二十五年八月一日

◎竣工　昭和二十七年十一月十日

◎工事施工方式　直営
昭和二十五年八月一日より昭和二十七年三月三十一日まで、失業対策事業と一部単独事業を併用施行
昭和二十七年四月一日より完全単独事業に切換え施行、現在に至る

◎工事施工方法

イ　土堰堤
高さ二四.二米
堤頂長一一二米
頂幅　六米
有効水深一四米
貯水量[illegible]噸

ロ　土積[illegible]立方米
作業労力延人員　八五、五二四人

ハ　工事費　[illegible]円

本土堰堤の築造に際し右岸袖に湧水層を発見したので湧水防止の方法としてセメント注入工事を施した。（水道課）

（写真は池田ダム）

市教育委員會が發足

11月1日、開廳式を擧行

教育委員会法の定めに従い、従来市長の部局に属していた市学務課は、十月末日を以て廃止され、十一月一日より大村市教育委員会が発足、教育行政を行うことになつた。

委員には、本川千代喜、村川武寿、貞松恒郎、高見米一の四氏が選挙により、三島重吉氏が市会議員中より選出されたが本川、高見両委員の任期は二ヵ年、村川、貞松両委員の任期は四ヵ年、三島委員の任期は市議会議員としての任期中である。

なお、本委員会の委員長には本川委員が、副委員長には三島委員が、十一月一日、初回の委員会に於て、何れも満場により就任した。規則等も同日一、二制定したが、まだ発足当初のため市総務課長藤井重円氏兼任の教育長をはじめ全員、日夜下部機構整備のため全力をあげて努力しつゝある。

因に委員会開庁式は十一月一日初回の委員会に引続き午後一時から市議会議場に於て市長代理川崎助役、永田議長以下市議会議員、一ノ瀬市内学校長代表、小佐々市連合育友会長その他、有志多数の参列を得て盛大に挙行された。（市教育委員会）

市税納入について

今回大村市の不詳事件で、"いつぞやの"新聞に市税納入成績が"がたおち"したような見出しが掲載されて居りましたので、その実情を申上げて見たいと存じます。

去る五月二十五日の〃市政便り〃が発行される頃の二十六年度繰越に過年度繰越しの滞納市税額は約二千五百万円程（十月末現在二千一百三十万円）ありましたが当時、私共は年々雪だるま式に大きくなつて行く滞納税金を考えて市財政の将来はどうなるかと心配致したのであります。これが、今日のように大きくなつたと言うことは徴税当務者の私共にも相当の責任は免れないのでありますが何せよ終戦後の国民思想が一変致しましたのとインフレに依る経済界の混乱は年毎に税金の増嵩となり納税者は国税、地方税を通じて税金の賦課方法に不信を抱かしめたことは事実であります。このような事態が納税意欲を急激に低下せしめる一方、市の財政運営は次第に困難が伴つて来ました結果、徴税陣の強化となり外勤徴税員の増強は、その頃から行われたのであります。爾来市税徴収の外勤徴収については専らこれに力を注いで来たのでありますが、これら諸般の事情は滞税の強化により、むしろ温情主義に流れ月賦居の倶金借金の状態が数箇年続いたのであります。この現象は大村市のみでなく全国的で何れの市も未だに、なやんで居るのが実情であります。

幸いにして日本も独立しまして将来、一人立ちして行くにつきましては国も縣も市町村も従来の徴税方針を再検討し一面で税収確保に努力しまして財政を強固にすならば国家社会秩序は安定し民族は繁栄致しますのと同じように市も又歳入確保によつて市政は繁栄えて行くのであります。この理念のもとに市におきましては出来得る限り将来の徴税に要する経費を少なくして徴収による最大の効果を狙つて納税組合の結成（現在組合数五四）奨励と共に二十七年度市税から、いわゆる集金に来る税金でなく自から納めて貰う税金として外勤徴収の古い税金の整理に専念せしめて居ります。と同時に二十七年度市税の滞納税金に対しては延滞金、延滞加算金の徴収を強化して居ります。このようにして過度の温情主義を徐々に是正しました。今日では、その徴収成績も十月末日現在で調定額の六二％となり昨年同月と比較しますと集金には出ないで約一〇％（昨年十月五二％）向上して居ります。これは賢明なる納税者階層方の御理解と御協力の賜と深く感謝して居ります。

このようにして、その成績が更に向上して参りますと他市に先んじて市の飛躍的発展の財政的裏付けが出来るのであります。

既に年末も近くなり徴税の年末攻勢は国も地方も同じでありましよう。大村市も年末には古い税金の完納を期すべく未だ何等の連絡もなく放任されて居る部面に対しては滞納処分の発動を行わなければなりませんので、なるべくそのようなことにならないように、一日も早目に納付していたゞくよう御願い申上げます。と同時に、二十七年度市税につきましては納税組合を結成されて報償金の獲得に努力して下さるよう御願い申上げます。（税務課）

諫早税務署よりのお願い

市内所得税修正申告第二期の納期は十一月三十日迄です
お忘れない様お済し下さい
（諫早税務署）

急いで手續きを

遺族年金と弔慰金に付て

本年四月公布施行の「戦傷病者、戦没者遺族等援護法」による年金弔慰金の請求書は、現在約八〇％受理進捗を終えておりますが有資格者で今尚二〇〇名位、手続未済分があるものと推想されますので、未請求の方は（特に最近他市町村よりの転入者のうち請求有資格者）は地区遺族世話人へ御連絡の上、至急社会課（又は市役所出張所）にお申出で下さるよう上司よりも促進方の要望もありましたので御協力をお願い致します。

なお旧国家総動員法に基いて徴用等により死亡された方についても当局より正式指示あるまで書類の受理を保留しておりますので御了承下さい。（社会課）

満洲開拓者（開拓農民及び満蒙開拓義勇軍）の援護促進に伴う在籍者調査について

標記について左記により調査を実施することとなりましたので該当者は洩れなく届出られる様お願い致します

記

一、調査の目的

終戦前国策の一環として満洲各地に送り出された開拓者遺家族に対する援護促進資料に資するため送り出し当時の在籍者を確実に掌握し帰還、未帰還、死亡の有無を問わず開拓民（満蒙開拓義勇軍を含む）として現地に入植したもの（途中退団者は含まない）及び現地に於いて出生したもの全員をいう。

(一) 死亡者調査
現地に於いて死亡したもの（現地入営者、現地應召者を含む）で既に戸籍の処理を了しているもの及び戸籍の処理をしていない者でも確実な死亡資料があり手続さえすゝめば戸籍の処理が出来ると思われるものについて調査する。従つて内地帰還後に於ける死亡者は含まれない。

(二) 未帰還者調査
生存、残留、行方不明者等未だ内地に帰還しない未帰還者全員について調査する。従つて現地入営者、現地應召者等未復員軍人も含まれる。

(三) 帰還者調査
終戦後内地に帰還したもの（未復員軍人を含む）全員について調査する。

(註) 内地帰還後に於ける死亡者は帰還者調査に含まれる。

二、調査期間
十一月二十五日現在にて十二月五日迄とする。

三、調査方法
前記該当者は各出張所（本庁の場合社会課）へ期日迄に洩れなく提出すること。
未帰還者、死亡者についてはその留守家族、遺家族より届出ること。

なお、御不明御疑問の点は出張所又は社会課へお問合せ下さい。（社会課）

東京大相撲來る

東京大相撲出羽海一門、時津風一門の合同大相撲は来る二十四日午前七時半から玖島崎の市営綜合グラウンド野球場内の特設土俵で挙行される。

自轉車の前照灯の規正並自轉車及小車の積荷の制限が新たに定められました

本年九月二十八日付長崎県道路交通取締規則が左の通り一部改正されましたので御知らせ致します。

長崎縣規則第五十五號

長崎県道路交通取締規則の一部を改正する規則

第三条の二。自転車の前照灯は主光軸が前方十五米に於ける地面からの高さが一米から二米を離れ四十米から先の地面を照射しないものでなければならない。

第四条の二。諸車の使用主又は操縦者は次の制限を超えて積載してはならない。

一、自転車にあつては荷台から長さ〇、三メートル幅〇、三メートル高さ地上一、五メートル又は重量五〇キログラム

二、小車（荷台の面積一、六平方メートル未満のもの）にあつては荷台から長さ〇、三メートル幅〇、三メートル高さ一、三メートル

（以上抜萃）

（大村市警察署警ら交通課）

公營住宅入居者決る

昭和二十七年度新設の公営住宅は第一種住宅（上小路）十二戸第二種住宅（原口）六戸を七月より着工、上小路住宅は十月一日、原口住宅は十月末完成、九月三十日公開抽籤により入居者を決定した。

▲申込者数
上小路住宅　二一三人
原口住宅　一六四人

▲抽籤率
上小路　五人に一戸
原口　二七人に一戸

（社会課）